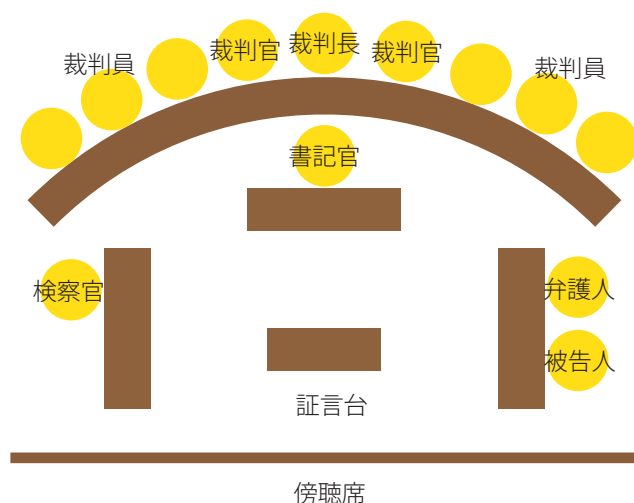


## ▶ 刑事裁判の法廷（裁判員裁判の場合）



## ▶ 刑事裁判の流れ

### 1. 起訴

（公判前整理手続（裁判員裁判）など）

### 2. 冒頭手続

- (1) 人定質問：裁判官が、出廷している人と起訴状に書かれた人とが違ってないか質問する
- (2) 起訴状の朗読：検察官が審理の対象となる具体的な犯罪事実や罰条について述べる
- (3) 黙秘権の告知：裁判官が被告人に対し、言いたくないことを言わなくてよい権利があることを告げる
- (4) 罪状認否：裁判長が被告人と弁護人に対し、公訴事実について意見を聞く

### 3. 証拠調べ手続

- (1) 冒頭陳述：検察官が審理で証拠により証明しようとする事実を述べる
- (2) 証拠調べ請求、証拠意見、証拠決定  
 : 検察官と弁護士がそれぞれ取調べてほしい証拠を裁判所に提出し、意見を聞き、証拠を取り調べるかどうか決定する
- (3) 証拠調べの実施：① 検察官請求証拠、② 弁護人請求証拠の順で行う
  - ・ 証拠書類 → 朗読
  - ・ 証拠物 → 展示
  - ・ 証人 → 尋問
    - ・ 人定質問 / 宣誓 / 主尋問 / 反対尋問 / 再主尋問 / 補充尋問
- (4) 被告人質問
  - ・ 主尋問 / 反対尋問 / 再主尋問 / 補充尋問

### 4. 論告・弁論・最終陳述

- (1) 論告・求刑  
 : 検察官が、被告人が犯した罪となるべき事実が証拠によって十分に証明されていることや被告人に科せられるべき刑罰やその量について意見を述べる
- (2) 弁論：弁護人が意見を述べる
- (3) 最終陳述：最後に被告人が陳述する

### 5. 評議

: 合議体や裁判員裁判の場合は、裁判官と裁判員が非公開の評議室で被告人の有罪／無罪、刑罰の量などを判断する

### 6. 判決宣告

公判期日（公開の法廷で行われる）